

富士山南東消防組合清涼飲料水等自動販売機設置仕様書

1 設置目的

職員の福利厚生及び災害発生時における救助活動に資することを主な目的として、各署所に清涼飲料水自動販売機を設置します。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、富士山南東消防組合が設置事業者に対し、建物の一部を賃借する方法により行います。

(2) 貸付期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 3 年間とします。なお、貸付契約期間終了後は、原則として新規公募を実施します。

(3) 売上手数料

当組合が設定する予定手数料率以上で、提示された最高の手数料率を売上手数料とします。

(4) 電気料及び必要経費

ア 電気料及び自動販売機の設置・撤去・移設に要する費用は、設置事業者の負担とする。基本電源工事費用は物件調書によるものとする。

イ 自動販売機の設置にあたり、子メーターを設置すること。

ウ 売上手数料と別に、組合が算定した電気料を指定の期日までに全額納入すること。なお、電気料の算定は毎年度末に行い、年額分の納付書を翌年度当初に設置事業者へ送付するものとする。

$$\text{電気料請求額} = \text{自動販売機の年間使用電力量（子メーター表示数値）} \div \text{設置施設の年間使用電力量} \times \text{設置施設の年間使用電力料金（基本料金を含む）}$$

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たすものとし、なお、機器の設置を行う際は、事前に組合と協議を行うものとし、

ア 省電力・ノンフロン対応等の、環境に配慮した機器であること。

イ 10 円硬貨、50 円硬貨、100 円硬貨、500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用可能であること。

ウ 転倒防止のために必要な措置を行うこと。

エ 各物件調書の要件を満たしていること。

(6) 設置及び利用上の制限

自動販売機設置期間中は次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、売上手数料及び電気料を期日までに確実に納入すること。

- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ウ 販売品目は定められたものとし、商品の具体的構成については、事前に組合と打ち合わせを行うこと。
- エ 自動販売機の売上本数及び売上金額について、組合が定める期日までに報告すること。

(7) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- イ 原則として、自動販売機1台に対し1個の割合で使用済容器回収箱を併設するとともに、設置事業者の責任で、適切に回収・処分すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、設置事業者の責任において対応すること。
- エ 自動販売機の故障及び問い合わせについては、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に緊急連絡先を明記しておくこと。

(8) 原状回復等

設置事業者は、設置期間が終了し、または契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行うものとします。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用及びその他一切の費用について、組合に対し補償を請求することはできません。

(9) その他

この条件に定めのない事項や疑義が生じた場合、組合及び設置事業者の両者協議の上、対応するものとします。

4 仕様に関する問い合わせ先

富士山南東消防組合 総務課財政係

〒411-0837 静岡県三島市南田町4番40号

電話:055-972-5801 FAX:055-973-0125